

佐賀県告示第二百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年五月十八日から平成二十二年六月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更前後の別
県道 佐賀外環状線	神崎市神崎町枝ケ里字一本松三九番一地从から 神崎市神崎町神崎字三丁目四七〇番地先まで	後 二五・四 五・三
	神崎市神崎町枝ケ里字一本松三九番一地从から 神崎市神崎町神崎字三丁目四七〇番地先まで	前 二五・七 五・三
		幅員 メートル
		延長 メートル